

平成21年第4回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成21年11月24日（火曜日） 1日間 本会議1日

平成21年11月24日第4回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 松尾仁 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 教育長 吉田茂 会計管理者 池田豪文 総務課長 江頭典雄 企画課長 北島徹
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成21年11月24日 午前10時開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 町長のあいさつ
日程第4 議案上程 提案理由の概要説明
日程第5 議案審議
議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第66号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第67号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第68号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
日程第10 討論・採決

午前10時12分 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。本日は平成21年第4回臨時議会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回上峰町議会臨時会を開会いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議を開く前に、10月1日付で吉田茂さんが教育長に就任されましたので、登壇していただき、就任のごあいさつをお願いいたします。

教育長（吉田 茂君）

失礼します。吉田茂です。ごあいさつさせていただきます。

ただいま議長から御紹介いただきましたとおり、この10月1日付にて教育委員会の任命を受け、教育長として着任いたしております。もろもろにつきましては、さきの議運の席上で発言させていただきましたし、また、今月の広報紙で表明させていただいておりますので、これにて失礼させていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

失礼しました。

議長（吉富 隆君）

教育長の就任のごあいさつが終わりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番中山五雄君及び6番矢動丸博文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時議会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

議長（吉富 隆君）

日程第3．町長のあいさつ。

町長のあいさつをお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。平成21年第4回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用の中、御出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

12月定例議会も控えておりますけれども、20年度の決算につきましては、特別委員会において十分なる審議をいただきまして、また、種々御指導賜りましたことに感謝いたしております。

本日は、さきの人事院勧告に基づきまして、職員の給与等の改定に関して条例の一部改正を行うものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（吉富 隆君）

これで町長のあいさつは終わりました。

日程第4 議案上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

日程第4．議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、この件につきましては、人事院勧告に沿って期末手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例、この件につきましても、今の議案第64号と同様の内容でございます。

次に、議案第66号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、この件につきましても、さきの議案と同様の内容であります。

議案第67号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、人事院勧告の内容に沿って職員給与を改定し、期末勤勉手当についても、支給割合を改正する内容であります。

続きまして、議案第68号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、人事院勧告の内容に沿って改正するものであります。

以上、条例改正関係5議案を提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より5議案一括上程されました。補足説明を求めます。

総務課長（江頭典雄君）

おはようございます。私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、議案第64号及び65号、66号議案につきましては、同様の内容でございますが、議員初め特別職等の期末手当につきまして、人事院勧告に沿って12月に支給する期末手当から0.25月分削減をするという内容のものでございます。

それから、議案第67号につきましては、一般職員の給料の額及び期末勤勉手当を削減する内容のものでございます。

給料の額につきましては、給料表を改正いたしまして、全体として0.2%程度の引き下げになりますが、そういう給料表の改正をいたしております。

それから、期末勤勉手当につきましては、期末手当で0.25月分、勤勉手当分で0.1月分、合わせて0.35月分になりますが、12月の支給分から削減調整をさせていただくという内容の規定でございます。

また、6月に支給しました期末勤勉手当につきましても、月齢給を下げるわけですので、その影響に基づきまして、全体で0.22%程度になるかというふうに思いますが、削減をすることにしております。これも12月の支給する期末勤勉手当から削減調整をさせていただくということにしております。

それから、個人所有の住居手当、これも人事院勧告の内容に沿ったものでございますが、

個人所有の住居手当についても廃止をしていくという内容を入れております。

それから、議案第68号につきましては、実は、平成18年度に給与改定が行われましたが、そのときの経過措置として対応してきている基礎額についても影響をさせる、引き下げを行うという内容のものでございます。

5 議案いずれも施行日は今年12月1日でありますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第64号

議長（吉富 隆君）

日程第5．議案審議。

議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第65号

議長（吉富 隆君）

日程第6．議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第65号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第66号

議長（吉富 隆君）

日程第7．議案第66号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第67号

議長（吉富 隆君）

日程第8．議案第67号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第67号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第68号

議長（吉富 隆君）

日程第9．議案第68号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第68号の質疑を終結いたします。

日程第10 討論・採決

議長（吉富 隆君）

日程第10．討論・採決。

これより、議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

以上をもちまして会議を閉じます。

平成21年第4回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時27分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 吉 富 隆

上峰町議会議員 中 山 五 雄

上峰町議会議員 矢動丸 博文